

# 公共事業の執行状況

資料2

## 1 工事等の執行への影響

今般、暫定税率の失効により、当面契約を保留もしくは契約するが内容を縮小する工事等は以下のとおり。

### 1) 入札の手続きを進めるが契約を保留する工事

4月中に発注予定で、契約を保留する工事等は、  
73件 14.3億円 であり、平成20年4月1日現在の状況は、  
以下のとおりである。

・すでに入札通知をしているもの	36件	4.3億円
・まだ入札通知をしていないもの	37件	10.0億円

### 【具体的な事例】

都市計画道路西脇山口線

和歌山市坂田 地方特定道路整備事業  
4月10日に舗装工事等を入札するが契約を保留するため7月供用が困難となる。



県道橋本五條線(歩道設置工事)

橋本市上田 臨時交付金事業  
4月中に予定していた歩道設置工事が出来ないため、防犯上同時施工を予定していた用地協力者の塀の工事が出来ない。



県道小豆島船所線(北インター)

和歌山市直川 臨時交付金事業  
4月中に臨交金事業でNEXCO西日本と委託契約する予定であったが当面保留せざるを得ないので平成21年度供用が困難となる。



県道新和歌浦梅原線(街路樹管理業務)

和歌山市湊紺屋町 県単独事業  
4月に入札は行なうが契約が保留となり新緑シーズンを迎え害虫防除や剪定が出来ない。



2) 契約後、回数・規模・期間等を縮小する工事等（道路維持補修）

路面補修や側溝補修、ガードレールの取り替えなどの道路維持補修工事について、4月当初からの契約はするが、契約後に回数・規模・期間等を縮小する。

77件 2.2億円

【具体的な事例】

御坊湯浅線（由良町三尾川）



路面補修工事

国道480号（有田川町粟生）



崩土除去工事

西脇梅原線（和歌山市木ノ本）



ガードレール取り替え工事

鳴神木広線（和歌山市秋月）



側溝補修工事

## 2 用地・補償契約等への影響

県下全域で4月中に 46件11.3億円の用地等の契約が出来ない。

### 【具体的な事例】

- ・臨時交付金事業 都市計画道路 ■■■■■線 和歌山市■■■■■地内  
平成19年度に用地契約をすることに合意している9件のうち、4月に支払いできないと以下のとおり支障が出る。  
4月契約を前提にして既に移転先用地の手付け金を自前で支払い済みであり、4月中の本契約を強く求められている。(1件)  
不動産業者と仮契約(中古物件3件、用地2件)しており、4月中の本契約を強く求められている。(5件)  
県、地権者と代替地地権者の3者で契約合意しており、4月中の本契約を強く求められている。(1件))
- ・臨時交付金事業 都市計画道路 ■■■■■線■■■■■ 田辺市■■■■■地内  
平成19年度に補償契約をすることに合意している借家人が、4月支払いを前提に移転先(東京)物件の仮契約をしており、また営業も4月に終了する旨の案内も出しているため、4月中には本契約を強く求められている。
- ・臨時交付金事業 交通安全 県道■■■■■線 橋本市■■■■■地内  
4月中に歩道設置工事が出来ないため、買収済みの方の塀の工事が出来ず、「防犯上心配なため同時施工して欲しい」という契約時の条件が守れない。